

マイナンバー制度開始に伴う個人事業主の方の 市県民税に係る各種手続きに関する本人確認について

個人事業主の方の個人番号が記載される書類に関しては、個人事業主の方の本人確認（番号確認と身元確認）が必要です。

本人確認については、各種書類のご提出の際に、個人事業主の方の個人番号（以下マイナンバー）の記載と本人確認書類（下記参照）の提示または写しの添付をお願いいたします。

本人確認書類

●マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- ・マイナンバーカードで、本人確認（マイナンバーの確認と身元確認）が可能です

●マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方は

番号確認書類

【個人事業主の方のマイナンバーを
確認できる書類】

- ・通知カード
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限り)
などのうちいずれか1つ



身元確認書類

【記載したマイナンバーの持ち主
であることを確認できる書類】

- ・運転免許証
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード
- などのうちいずれか1つ

関連情報：地方税分野におけるマイナンバーの利用について（総務省ホームページ）

URL：http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/mynumber_tax.html

事業所番号(指定番号)	
事業所名	

本人確認書類貼付欄

① 番号確認書類

この欄に番号確認書類の写しを貼り付けてください。

- ・マイナンバーカード裏面（番号記載面）
- ・マイナンバー通知カード
- ・住民票写し(番号記載のもの) などのうちいずれか1点

この枠内に貼り付けてください。

② 身元確認書類

この欄に身元確認書類の写しを貼り付けてください。

- ・マイナンバーカード表面（写真掲載面）
- ・運転免許証 ・ 公的医療保険の被保険者証
- ・パスポート ・ 障害者手帳 などのうちいずれか1点

この枠内に貼り付けてください。